

木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

木山仮設団地跡地においては、平成 28 年熊本地震の被災者の仮住まい先として、長期間にわたり仮設団地の整備・運用を行い、被災者の生活を支えてきた経緯があり、本町が“創造的復興”を目指すうえでシンボリックな場所となっている。

また、当該地は、本町の最上位計画である第 6 次益城町総合計画第 2 期基本計画において、人口ビジョンで掲げた目標の達成や本町の発展に寄与する土地利用を図るエリアとして設定した「復興推進エリア」内に位置している。

そのような中、「町民が地域での暮らしを楽しみ、暮らし続けたいと思うまちをつくる」という本町の想いを実現するため、当該地及びその周辺の土地（以下「木山仮設団地跡地等」という。）において、より豊かな暮らしの実現に資する環境整備（ゆとりのある住宅地、買い物ができる場所、日常的に過ごすことのできる公園等）を一体的に行うことを目指している。

木山仮設団地跡地等において、持続可能で魅力あるまちづくりを実現する手法として PPP/PFI の導入を視野に入れつつ、地域住民のニーズや地域の特性を踏まえた実現可能性の高い基本計画を策定することを目的とする。優れた企画力・提案力・技術力を持つ事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2. 業務概要

（1）業務名

木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託

（2）業務内容

別紙「木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託プロポーザル仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

（4）業務の予算額（見積限度額）

金 17, 000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない

ものであること。

- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 過去10年において、行政等との開発可能性調査の実績を有すること。

4. 選定方針

(1) プレゼンテーション審査

提出書類（企画提案書等）の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。

(2) 審査主体

審査は、「木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託事業者選考委員会設置要領」に基づき設置する、木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

(3) その他

応募者が多数の場合には、審査会（プレゼンテーション）に進む者を限定することがある。
なお、選考委員会の委員については、公表しないものとする。

5. プロポーザル実施スケジュール

- 公募開始（実施要領等の配布） 令和7年4月22日（火）
- 質問書受付 令和7年4月30日（水）午後5時まで
- 質問に対する回答 令和7年5月7日（水）※随時回答
- 参加表明書等の提出 令和7年5月9日（金）午後5時まで
- 企画提案書等の提出 令和7年5月15日（木）午後5時まで
- プレゼンテーション審査 令和7年5月下旬
- 特定・非特定の通知 令和7年5月下旬～6月上旬

6. 実施要領等の配布

(1) 配布方法

益城町ホームページからダウンロード

(<https://www.town.mashiki.lg.jp/default.html>)

(2) 配布期間 令和7年4月22日(火)から令和7年5月9日(金)午後5時まで

7. 書類提出及び問い合わせ先

- 所在地 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園 702 番地
- 担当係 益城町役場総務課町長公室（木山エリアデザイン推進室）
- 電話番号 096-286-3111
- 電子メール koushitsu@town.mashiki.lg.jp

8. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年4月22日(火)から令和7年4月30日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問書(様式第8号)を電子メールにて提出すること。(件名を「木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務に関する質問」すること。)

イ 審査に関する質問には応じない。

ウ 提出先：本要領7に掲げる提出先

(3) 回答

提出された質問の回答は、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、益城町ホームページに掲載するものとする。

9. 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出期間

令和7年4月22日(火)から令和7年5月9日(金)午後5時まで

(2) 提出書類等

提出書類	様式等	部数
参加表明書	様式第1号	1部
会社概要	様式第2号	1部
委任状	様式第3号※必要な場合に限る	1部
業務経歴書	様式第4号	1部
業務実施体制	様式第5号	1部
配置予定技術者届	様式第6-1号、様式第6-2号 ※担当技術者届については全員分提出すること	1部

(3) 提出方法

ア 持参(閉庁日及び業務時間外は受け付けない。)または郵送による。

イ 提出先：本要領7に掲げる提出先

10. 企画提案書等書類の作成及び提出

(1) 提出期間 令和7年4月22日（火）から令和7年5月15日（木）午後5時必着

(2) 提出書類等

木山仮設団地跡地等の開発に係る PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める仕様に関して、次に掲げる書類を作成し必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式第7号	1部
企画提案内容	様式任意 ※仕様書に示している業務内容について提案するとともに、独自の企画提案を記載すること	会社名有り 1部
業務実施方針・業務フロー	様式任意	会社名無し 8部
工程計画	様式任意	
見積書及び見積内訳書	様式任意	
質問書	様式第8号	1部
辞退届	様式第9号	1部

(3) 作成上の留意事項

ア 様式規格は、原則としてA4規格縦として作成すること。

イ 文字サイズは、11pt以上とすること。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 企画提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。ただし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語訳を付記すること。

(4) 提出方法

ア 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。

イ 提出先：本要領7に掲げる提出先

11. 選定方法

選考委員会において審査を行い、受託候補者を特定する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 審査方法

プレゼンテーション並びに選考委員会による審査及び評価を行い、受託候補者1名及び次席者1名を特定する。ただし、審査の結果、合計点が60点に満たない者は特定の対象としない。なお、選考委員会は非公開とする。

イ 実施日

令和7年5月下旬頃 ※詳細な日時・場所については、別途通知する。

ウ プレゼンテーション時の留意事項

プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とし、本業務にあたる主担当者が中心となって、提出した企画提案書を用いた内容説明を行うこと。

説明に際しては、パワーポイント等によるプロジェクター等を使用しての説明とすること。追加資料の使用は原則認めないこととするが、提出した企画提案書の内容を補足し、説明をより端的に行うための補助資料であれば可とする。

なお、その他詳細については、別途通知する。

エ 結果の通知

プレゼンテーション審査で受託候補者及び次席者に特定された者に対しては、電子メールで通知する。審査の結果、受託候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかったことを電子メールで通知する。

(2) 質問等

プレゼンテーション審査にて受託候補者に特定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日を含まない。）以内に、書面により選考委員会に対して非特定理由の説明を求めることができる。

また、選考委員会は説明を求められた場合、書面による質問等の提出期限日の翌日を起算して10日以内に書面により回答を行う。

(3) 評価表（予定）

審査項目		判断基準	配点
企画提案内容	業務目的の理解	本業務の背景、目的を的確に理解しているか。	5点
	業務の前提となる基礎知識・理解	社会情勢や新たな社会の潮流、地方公共団体の最新動向を踏まえた提案となっているか。	5点
		町の地域特性や現状及び課題を的確に把握した提案がなされているか。	5点
		公民連携（PPP/PFI）に対する専門的な知見・ノウハウを有しているか。	10点
	組織体制	本業務を効果的・効率的に推進するための組織体制が整っているか。	10点
	配置予定者	本業務の主担当者が十分な実績や知見・ノウハウを有しているか。	15点
	業務全体に関する提案	固定観念にとらわれず、俯瞰的な視野を持ち業務を遂行する能力があるか。	5点
		有識者会議をはじめ、ワークショップやヒアリングなどで効果的に意見を収集、集約し、適切に調査結果や計画をとりまとめることが可能か。	10点

		民間事業者と PPP 事業を構築するうえで有効な事業スキームの提案が可能か。	10点
	実現性・スケジュール	設定されたスケジュール及び作業工程は無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。	5点
プレゼンテーション		論理的で分かりやすく、明快な説明ができるか。	5点
		本業務に対する熱意を感じられるか。	10点
価格評価		業務に対して見積金額が適切か。	5点
合 計			100点

1 1. 契約

- (1) プレゼンテーション審査により特定した業者を受託候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本町と協議・合意したのちに委託契約を締結する。
なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 本契約の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、益城町と受託者の協議のうえ定めるものとする。
- (3) 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ益城町の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 提案した配置予定者は、特別の理由により益城町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 委託費の支払いについては、令和7年度末に、すべての業務を完了し、関係書類等の検査終了後に、全額を支払うものとする。

1 2. その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 電話や電子メール等の通信事故については、益城町はいかなる責任も負わない。